

杉並区告示第 3 3 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、指定納付受託者の所在地変更に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 7 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名称	株式会社トラストバンク
変更前	東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
変更後	東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号

2 変更日

令和 8 年 7 月 21 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

LoGo フォームオンライン決済機能にて納付される以下の歳入

- （1）子育て応援券利用者負担金
- （2）建築確認申請手数料
- （3）区立延長スポット保育料、年末保育利用料
- （4）ふれあい保育保護者負担金、緊急一時保育保護者負担金、区立保育園保護者負担金（月ぎめ延長保育料）
- （5）キャッシュレス決済利用による課税証明書等の交付に係る手数料等
- （6）キャッシュレス決済利用による軽自動車税納税証明書の交付に係る手数料等